

枚方市立生涯学習市民センター印刷物・ポスター掲示等承認申請書

年 月 日

(あて先) 枚方市立生涯学習市民センター指定管理者

枚方まなびつながりプロジェクト

(団体名)

申請者 氏 名

電 話

(使用者ID番号

枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則第17条第1項第6号ロの規定に基づき、次のとおり掲示等の承認を申請します。

センター名			
タイトル			
掲示・配架等の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () ※掲示・配架期間は最大1か月です		
掲示・配架物の部数	チラシ (配架)	ハガキ (配架)	ポスター (掲示)
	枚 (30部以内)	枚 (30部以内)	枚 (A3以下)
掲示・配架期間終了後の取扱い	<input type="checkbox"/> 1. 廃棄してください <input type="checkbox"/> 2. 回収に来ますので、保管してください <input type="checkbox"/> 3. 期間の更新(再申請)に来ますので、保管してください ※上記2. 3. であっても、期間終了後1か月を過ぎた場合は、廃棄します。		
留意事項	◎紛失・滅失等が生じても、生涯学習市民センターは責任等を負いません。 ◎掲示・配架物に連絡先を記載してください。 ◎スペースに限りがありますので、ご希望通り掲示・配架できない場合がございます。 ◎掲示・配架場所の指定はできません。		
備考			

配架

所長	リーダー	担当	受付

2024.5.22 更新

楠葉・津田・菅原・御殿山生涯学習市民(美術)センターで使用可能